



全建事発第13号  
平成25年5月2日

各都道府県建設業協会  
専務理事・事務局長殿

一般財団法人全国建設業協会  
専務理事 押田 彰  
〔公印省略〕

「経營業務管理責任者の大臣認定要件の明確化等について」の一部改正について

平素は本会の活動につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省から本会に対して、当該大臣認定における取扱いの合理化等のため、別添の内容の改正が行われる旨の通知がありました。

つきましては、お忙しいところ誠に恐れ入りますが、貴会会員にご周知頂くようお願い申し上げます。

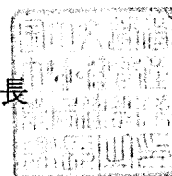
なお、本件に関しては平成25年7月1日より適用されることを申し添えます。

国土建第9号

平成25年4月17日

(一社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



「経營業務管理責任者の大臣認定要件の明確化について」の一部改正について

建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第1号ロの規定による同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者の国土交通大臣による認定については、「建設業法第7条第1号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件」（昭和47年建設省告示第351号。以下「告示」という。）により行ってきたところです。

平成19年に行われた告示改正（平成19年国土交通省告示第438号）に伴い、「経營業務管理責任者の大臣認定要件の明確化について」（平成19年3月30日付け国総建第395号。以下「通知」という。）において、告示に関する詳細の取扱い方針が定められました。

今般、当該大臣認定における取扱いの合理化のため、告示第1号イの該当性の判断の際に通算できる経營業務管理責任者としての経験は、許可を受けようとする建設業についてのものとなるよう、別添のとおり通知を改正し、北海道開発局事業振興部長、各地方整備局建政部長、沖縄総合事務局開発建設部長及び各都道府県建設業主管部局長に通知したところです。

つきましては、貴団体傘下の建設業者に周知・指導方お願いいたします。

また、改正後の通知は平成25年7月1日より適用されることとなっております。

○経営業務管理責任者の大臣認定要件の明確化について（平成十九年国総建第三百九十五号）

<p>改正</p>	<p>一 告示第一号イについて</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 許可を受けようとする建設業に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位にあつて、経営業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として五年以上建設業の経営業務を総合的に管理した経験（以下「執行役員等としての経験」という。）については、許可を受けようとする建設業に関する執行役員等としての経験の期間と、許可を受けようとする建設業における経営業務の管理責任者としての経験の期間とが通算五年以上である場合も、本号イに該当するものとする。</p>
<p>現行</p>	<p>一 告示第一号イについて</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 許可を受けようとする建設業に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位にあつて、経営業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として五年以上建設業の経営業務を総合的に管理した経験（以下「執行役員等としての経験」という。）については、許可を受けようとする建設業に関する執行役員等としての経験の期間と、許可を受けようとする建設業又はそれ以外の建設業における経営業務の管理責任者としての経験の期間とが通算五年以上である場合も、本号イに該当するものとする。</p>

国土建第12号

平成25年4月17日

(一社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について」  
の一部改正について

建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第1号ロの規定による同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者の国土交通大臣による認定については、「建設業法第7条第1号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件」（昭和47年建設省告示第351号。以下「告示」という。）により行ってきたところです。

平成19年に行われた告示改正（平成19年国土交通省告示第438号）に伴い、「経營業務管理責任者の大臣認定要件の明確化について」（平成19年3月30日付け国総建第395号。以下「通知」という。）において、告示に関する詳細の取扱い方針が定められ、併せて、「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について」（平成13年4月3日付け国総建第99号。以下「許可基準通知」という。）も改正されました。

今般、当該大臣認定における取扱いの合理化のために通知が改正されることに伴い、許可基準通知についても当該取扱いの合理化を反映するとともに、その他所要の改正を行う必要があり、別添のとおり改正しました。当該改正につき、北海道開発局事業振興部長、各地方整備局建政部長及び沖縄総合事務局開発建設部長に通知するとともに、各都道府県建設業主管部局長に参考送付したところです。

つきましては、貴団体傘下の建設業者に周知・指導方お願いいたします。

また、改正後の許可基準通知は平成25年7月1日より適用されることとなっております。

別添

○国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について（平成十三年国総建第九十九号）

改正	現行
<p>第1章 一般建設業の許可（許可の更新を含む。以下同じ。）の基準 （略） （経営業務の管理責任者） 第1 （略） 1～3 （略） 4 国土交通大臣が1から3までに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者 （注1）～（注4） （略） （注5） 「経営業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として建設業の経営業務を総合的に管理した経験」（以下「執行役員等としての経営管理経験」という。）とは、取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいう。また、当該事業部門は、許可を受けようとする建設業に関する事業部門であることを要する。</p>	<p>第1章 一般建設業の許可（許可の更新を含む。以下同じ。）の基準 （略） （経営業務の管理責任者） 第1 （略） 1～3 （略） 4 国土交通大臣が1から3までに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者 （注1）～（注4） （略） （注5） 「経営業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として建設業の経営業務を総合的に管理した経験」（以下「執行役員等としての経営管理経験」という。）とは、取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいう。また、当該事業部門は、許可を受けようとする建設業に関する事業部門であることを要する。</p>

執行役員等としての経営管理経験については、許可を受けようとする建設業に関する執行役員等としての経営管理経験と、許可を受けようとする建設業における経営業務の管理責任者としての経験の期間とが通算5年以上である場合も、3(1)に該当するものとする。

3(1)に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号等に加え、次に掲げる書類において、被認定者が3(1)に掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。

・ 執行役員等の地位が役員に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類

組織図その他これに準ずる書類

・ 業務執行を行う特定の事業部門が許可を受けようとする建設業に関する事業部門であることを確認するための書類

業務分掌規程その他これに準ずる書類

・ 取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類

定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、取締役会の議事録その他

執行役員等としての経営管理経験については、許可を受けようとする建設業に関する執行役員等としての経営管理経験と、許可を受けようとする建設業又はそれ以外の建設業における経営業務の管理責任者としての経験の期間とが通算5年以上である場合も、3(1)に該当するものとする。

3(1)に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号等に加え、次に掲げる書類において、被認定者が3(1)に掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。

・ 執行役員等の地位が役員に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類

組織図その他これに準ずる書類

・ 業務執行を行う特定の事業部門が許可を受けようとする建設業に関する事業部門であることを確認するための書類

業務分掌規程その他これに準ずる書類

・ 取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類

定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、取締役会の議事録その他

これらに準ずる書類

・ 業務執行を行う特定の事業部門における業務執行実績を確認するための書類

過去5年間における請負契約の締結その他の法人の経営業務に関する決裁書その他これに準ずる書類

(注6)・(注7) (略)

第2〜第4 (略)

第5 (略)

1〜8 (略)

9 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が1から8まで又は10(法人でその役員のうち1から4まで又は6から8までのいずれかに該当する者のあるものに係る部分に限る。)のいずれかに該当するもの

10・11 (略)

第2章 特定建設業の許可(許可の更新を含む。以下同じ。)の基準

(略)

第6 (略)

第7 (略)

1〜5 (略)

6 国土交通大臣が1から5までに掲げる者と同等以上の能力を有するものとして認定した者

(注1)〜(注7) (略)

第8〜第10 (略)

これらに準ずる書類

・ 業務執行を行う特定の事業部門における業務執行実績を確認するための書類

過去5年間における請負契約の締結その他の法人の経営業務に関する決裁書その他これに準ずる書類

(注6)・(注7) (略)

第2〜第4 (略)

第5 (略)

1〜8 (略)

9 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号の一に該当するもの

10・11 (略)

第2章 特定建設業の許可(許可の更新を含む。以下同じ。)の基準

(略)

第6 (略)

第7 (略)

1〜5 (略)

6 国土交通大臣が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有するものとして認定した者

(注1)〜(注7) (略)

第8〜第10 (略)

国土建第15号

平成25年4月17日

(一社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



「建設業許可事務ガイドラインについて」の一部改正について

建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第1号ロの規定による同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者の国土交通大臣による認定については、「建設業法第7条第1号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件」（昭和47年建設省告示第351号。以下「告示」という。）により行ってきたところです。

平成19年に行われた告示改正（平成19年国土交通省告示第438号）に伴い、「経營業務管理責任者の大臣認定要件の明確化について」（平成19年3月30日付け国総建第395号。以下「通知」という。）において、告示に関する詳細の取扱い方針が定められ、併せて、「建設業許可事務ガイドラインについて」（平成13年4月3日付け国総建第97号。以下「許可事務ガイドライン」という。）も改正されました。

今般、当該大臣認定における取扱いの合理化のために通知が改正されることに伴い、許可事務ガイドラインについても当該取扱いの合理化を反映するとともに、その他所要の改正を行う必要があり、別添のとおり改正しました。当該改正につき、北海道開発局事業振興部長、各地方整備局建政部長及び沖縄総合事務局開発建設部長に通知するとともに、各都道府県建設業主管部局長に参考送付したところです。

つきましては、貴団体傘下の建設業者に周知・指導方お願いいたします。

また、改正後の許可事務ガイドラインは平成25年7月1日より適用されることとなっております。



○ 建設業許可事務ガイドラインについて（平成十三年国総建第九十七号）

<p>改正</p>	<p>【第5条及び第6条関係】</p> <p>2. 許可申請書類の審査要領について</p> <p>(1) 建設業許可申請書（様式第一号）について</p> <p>①～⑦（略）</p> <p>⑧ 従たる営業所が複数あることにより、建設業許可申請書（様式第一号）別紙二(1)（営業所一覧表（新規許可等））又は別紙二(2)「営業所一覧表（更新）」が二枚以上にわたる場合は、二枚目以降については主たる営業所に係る記載を省略することができる。</p> <p>(2)～(10)（略）</p> <p>(11) 許可申請者（法人の役員 本人 法定代理人 法定代理人の役員）の略歴書（様式第十二号）について</p> <p>(12)～(16)（略）</p> <p>【第7条関係】</p> <p>1. 経営業務の管理責任者について（第1号）</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p>(6) 建設業法第7条第1号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件（昭和47年建設省告示第351号。(6)において「告示」という。）について</p>
<p>現行</p>	<p>【第5条及び第6条関係】</p> <p>2. 許可申請書類の審査要領について</p> <p>(1) 建設業許可申請書（様式第一号）について</p> <p>①～⑦（略）</p> <p>⑧ 従たる営業所が複数あることにより、建設業許可申請書（様式第一号）別紙二(1)（営業所一覧表（新規許可等））又は別紙二(2)「営業所一覧表（更新）」が二枚以上にわたる場合は、二枚目以降については主たる営業所に係る記載を省略することができる。</p> <p>(2)～(10)（略）</p> <p>(11) 許可申請者（法人の役員 本人 法定代理人）の略歴書（様式第十二号）について</p> <p>(12)～(16)（略）</p> <p>【第7条関係】</p> <p>1. 経営業務の管理責任者について（第1号）</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p>(6) 建設業法第7条第1号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件（昭和47年建設省告示第351号。(6)において「告示」という。）について</p>

① 許可を受けようとする建設業に関する経営業務の管理責任者に準ずる地位について

(a) 執行役員等としての経営管理経験について（告示第1号イ）

イ（略）

ロ 執行役員等としての経営管理経験については、許可を受けようとする建設業に関する執行役員等としての経営管理経験の期間と、許可を受けようとする建設業における経営業務の管理責任者としての経験の期間とが通算5年以上である場合も、本号イに該当するものとする。

【その他】

3. 国土交通大臣の許可にかかる許可要件等の確認について

(1)・(2)（略）

(3) 営業所の確認

営業所の確認については、次の①及び②に掲げる資料の提出又は提示を申請者に求めることにより行うものとする。

① 営業所の確認

「営業所の地図」とは、営業所の所在地を明記し、最寄りの交通機関、公共、公益施設等の位置を明示した概略図とする。

また、営業所の写真とは、営業所の形態を確認できる者で、営業所のある建物の外観、入口付近及び営業所の内部（規則第25条第2項前段に規定する標識が掲示されていることが確認できるもの）を写したものである。

②（略）

① 許可を受けようとする建設業に関する経営業務の管理責任者に準ずる地位について

(a) 執行役員等としての経営管理経験について（告示第1号イ）

イ（略）

ロ 執行役員等としての経営管理経験については、許可を受けようとする建設業に関する執行役員等としての経営管理経験の期間と、許可を受けようとする建設業又はそれ以外の建設業における経営業務の管理責任者としての経験の期間とが通算5年以上である場合も、本号イに該当するものとする。

【その他】

3. 国土交通大臣の許可にかかる許可要件等の確認について

(1)・(2)（略）

(3) 営業所の確認

営業所の確認については、次の①及び②に掲げる資料の提出又は提示を申請者に求めることにより行うものとする。

① 営業所の確認

「営業所の地図」とは、営業所の所在地を明記し、最寄りの交通機関、公共、公益施設等の位置を明示した概略図とする。

また、営業所の写真とは、営業所の形態を確認できる者で、営業所のある建物の外観、入口付近及び営業所の内部（規則第25条の2前段に規定する標識が掲示されていることが確認できるもの）を写したものである。

②（略）

別紙1

(略)

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限;平成 年 月 日  
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)

別紙2

(略)

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限;平成 年 月 日  
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)

別紙3

(略)

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限;平成 年 月 日  
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)

別紙1

(略)

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限;平成 年 月 日  
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直前の開庁日)

別紙2

(略)

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限;平成 年 月 日  
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直前の開庁日)

別紙3

(略)

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限;平成 年 月 日  
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直前の開庁日)